

学位規則改正に伴う博士学位論文の リポジトリ登録について

1. 博士学位論文のインターネット公開について

2013（平成25）年4月1日より学位規則が改正され、「**学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を、学位授与日から1年以内に、当該学位授与機関の協力を得て、インターネットの利用により公表する**」ことが義務付けられました。

そのため、中部大学で博士学位を取得されるかたは、『**中部大学学術情報リポジトリ**』に博士学位論文の全文を登録・公開する必要があります。

2. 『中部大学学術情報リポジトリ』とは

中部大学では2010（平成22）年度より、大学がその知的生産物を電子的な形で集積・保存・公開するための電子アーカイブシステムとして『**中部大学学術情報リポジトリ**』を構築し、全世界に公開しております。リポジトリに登録された成果物は、インターネットを通じて世界中に発信され、アクセスした利用者に学術情報を無料で提供します。

3. リポジトリへの登録・公開許諾について

「中部大学学術情報リポジトリ運用指針」をお読みのうえ、「博士学位論文登録・公開許諾書」に必要事項を記入し、論文全文のPDFファイル、Word等の原稿ファイルとあわせてご提出ください。

学術雑誌への掲載や、特許、著作権保護、個人情報保護等の「やむを得ない事由」により、学位を授与された日から1年を超えても博士学位論文の全文を公表することができないときは、**全文公表の代わりにその内容の要約を公表する**ことが義務付けられています。公表できない場合でも、博士学位全文のPDFファイル、Word等の原稿ファイルに加え、要約の提出も必要です。

なお、リポジトリに博士学位論文を登録することは、著作権を放棄、または譲渡することではありません。

4. 登録にあたっての注意事項

1) 審査で合格した内容と同一の博士学位論文のPDFファイルおよびその原稿ファイルを提出してください。

- ・PDF/A (ISO 19005) 形式で保存する
- ・外部フォント等の外部情報源を参照しない（フォントをすべて埋め込む）
- ・暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行なわない

2) 著作権、引用文献のルール等に十分注意してください。文献だけでなく、図表、写真、絵画などの引用も、引用情報の記載が必要です。共著者がいらっしゃる場合は、全員の同意が必要です。また、以前に自分が書いた論文でも、再利用には著作権処理が必要な場合がありますのでご注意ください。



【問い合わせ先】 中部大学附属三浦記念図書館 リポジトリ担当

Tel : 0568-51-9927 内線 2858
E-mail : hakuron@office.chubu.ac.jp